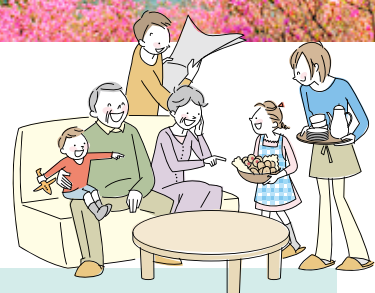


このまちで暮らしてみませんか 山陽小野田市転入奨励金制度

本市では、市外からの転入を促進するための新たな施策として、「山陽小野田市転入奨励金制度」を始めます。この制度により、人口の増加を図り、にぎわいと活力にみちたまちづくりを推進していきます。



制度の概要

平成 23 年 10 月 1 日以降に転入し、新たに市内に住宅を取得した人に転入奨励金を交付します。

交付額は、毎年課税される固定資産税のうち、新たに取得した住宅の固定資産税額相当分とし、新たに固定資産税が課税される年度から 5 年間交付されます。

● 交付対象住宅の要件

転入者が所有する住宅で所有権登記がされているもの。

● 交付対象者の要件

- ①平成 23 年 10 月 1 日以降に転入し、新たに住宅を取得した人。あるいは平成 23 年 10 月 1 日以降に転入し、転入した日の翌日から 2 年以内に市内に新たに住宅を取得した人
- ②転入した日より前に 1 年以上他の市町村に住所を有していた人
- ③市税等の滞納がない人

● 注意事項

- ①相続、贈与により取得した住宅は交付対象になりません。
 - ②事務所、倉庫、車庫等は交付対象になりません。
 - ③都市計画税および土地の固定資産税は、交付対象になりません。
 - ④交付には申請が必要です。
- ※交付対象住宅および交付対象者の要件はほかにもありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 問い合わせ先 企画課 (☎ 82-1130)

転入奨励金交付までのイメージ

平成 23 年 10 月

A さんの住宅が完成し、
住宅の登記が完了する。



平成 23 年 11 月

A さんが市内に転入する。



平成 24 年 1 月 1 日

固定資産税が課税される基準日



平成 24 年 5 月

A さんへ平成 24 年度の固定資産税
納税通知書が税務課から発送される。



平成 24 年 12 月

A さんが固定資産税を完納する。



平成 25 年 1 月

A さんが市に申請書を提出する。



平成 25 年 2 月

市から A さんに転入奨励金が交付される。

※原則、申請月の翌月に交付します。